

神奈川県県営住宅等指定管理者モニタリング委員会の 公開等について

1 神奈川県県営住宅等指定管理者モニタリング委員会について

神奈川県県営住宅指定管理者モニタリング委員会（以下、「委員会」という。）は、県営住宅等の指定管理者の指定管理業務の実施状況等について、第三者の立場及び専門的視点から、意見、助言等を聴取することを目的として設置したものです。

2 委員会の公開等について

神奈川県では、行政の透明性、公正性を高めるため、「神奈川県情報公開条例第 25 条」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」により、附属機関等の会議及び会議記録を、原則として公開しています。

本委員会もこれに則り、傍聴要綱を定めております。

(1) 本委員会の公開（傍聴）について

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第 6 条では、非公開の決定は、委員長が本委員会に諮って行うこととされ、非公開とした場合にはその理由を明らかにしなければならないとされています。

事務局といたしましては、本委員会を非公開とする理由もないことから、「公開」とさせていただきたいと考えております。

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱

(会議の非公開の決定)

第 6 条 情報公開条例第 25 条ただし書の規定により、附属機関が会議を公開しないことを決定する場合は、附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

なお、公開にあたっては、会場内に傍聴席（定員 10 名以内）を設け、希望者に傍聴を認め、会議資料を提供します。

報道機関用の傍聴席は別に設けます。

(2) 本委員会の議事録の公開の形式について

議事録は、ホームページにて公開します。

議事録の形式は、

- ① 発言者氏名と発言の全内容を記載する議事録
 - ② 発言者氏名の省略又は発言内容の要約を行う議事録
- のいずれかを、委員会の決定により選択することとなります。

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱

第5条 附属機関の運営に当たっては、効果的、効率的に行い、次の事項に留意するものとする。

- (1) 会議の開催は、必要最小限にとどめる。
- (2) 会議の資料は、原則として、開催前に配付する。
- (3) 審議経過等が明確となるよう議事録を作成し、原則として、発言者を記載することとする。

なお、議事録の形式は、発言の全内容を記載する議事録又は発言内容を要約する議事録とし、当該附属機関の決定により選択するものとする。